



(総則)

第1条 物品の品名等、契約金額、契約保証金、納入場所及び納入期限は、頭書の記載のとおりとする。

(納入及び検査)

第2条 乙は物品を納入したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に乙の立ち会いの下、検査を行い、検査に合格した者については、その引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかに当該物品を取り替え又は補修を行った後、再度検査を受けなければならない。この場合、物品の納入の前に検査することができる。

4 甲は、必要があると認めるときは、物品の納入の前に検査することができる。

(売買代金の支払)

第3条 乙は、前条の検査に合格した後でなければ、売買代金の支払を請求することができない。

2 乙は、甲に対し書面により売買代金を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求書を受領した日から、30日以内に、乙に売買代金を支払うものとする。

(違約金)

第4条 甲は、乙が納入期限までに物品を納入しないときは、その遅延日数に応じ、年2.9%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(契約の変更及び中止等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、契約の内容を変更し又は物品の納入を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は納入期限等に変更の必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 納入された物品が頭書の規格又は品質と相違すると認められたとき。

(2) 乙が物品を納入期限内に指定の場所へその数量を納品しないとき又は納入する見込みがないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要があると認めるとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約内容の変更により契約金額が3分の2以上減少するとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における既に納入された部分の取扱については、甲乙協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、自己の責めによる契約解除に伴い甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

2 甲は、自己の責めによる契約解除に伴い乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(危険負担)

第8条 第2条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の引渡しの前に生じた物品についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(瑕疵担保)

第9条 乙は、甲に物品を引き渡した後、その物品に隠れた瑕疵又は甲が指定する内容に適合しないものが発見されたときは、無償で取り替え又は補修するものとする。

(公正入札違約金)

第10条 乙は、この契約の入札に関し、公正な価格を害し又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54条)に抵触する行為その他の不正の行為を行ったことが明らかとなったときは、甲の請求に基づき、契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。物品が納入された後も同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約外の事項)

第12条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。